

令和3年度 串間市奨学資金奨学生募集要項

1 募集人員及び貸与金額

区分	人員	貸与金額
大学、短期大学、大学校、専修学校（専門課程）又は大学院に在学する者	若干名	月額 25,000 円 （無利子）
高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）又は専修学校（高等課程）に在学する者	若干名	月額 15,000 円 （無利子）

2 出願の資格

- (1) 本市に引き続き2年以上在住する者、若しくはその世帯に属する者であること。
- (2) 高等学校又はこれと同等以上の学校に在学する生徒で、向学心に富み、意志堅固、成績優秀、品行方正、身心共に健康であること。
- (3) 学資の支弁が困難であると認められること。

※他の奨学金制度と併用できますが、他の奨学金制度によっては併用を認めていない場合がありますので、必ず確認してください。公益財団法人南那珂育英会奨学金とは併用できません。

3 貸与期間

貸与決定のときから奨学生が在学する学校の正規の修業期間を修了するときまで

4 提出書類

次の書類を提出すること。必要書類は教育委員会学校政策課にある。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 在学証明書（在学する学校長が発行したもの）
- (4) 住民票謄本（同一世帯全員のもの）
- (5) 令和2年分の所得を証明する書類
- (6) 市税完納証明書

5 募集期間

令和3年4月1日（木）～令和3年5月31日（月）

※ 郵送の場合は当日消印有効

※ 直接提出の場合は土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分～17時15分

6 採用決定の時期

6月下旬（予定）

採用となった場合、改めて奨学金貸与に係る書類（誓約書等）の提出が必要となります。

7 奨学金の返還方法について

卒業したときから、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間内に返還すること。
返還開始前に返還計画を立てていただき、借用証書を提出していただきます。

8 奨学金の返済免除について

返済を開始する日以降、串間市に住所を有する方は返済免除を受けることができる。

※ 串間市に住所を有する方とは、串間市の住民基本台帳に登録し、かつ、串間市内に居住している方とする。

9 書類作成・提出にあたっての注意事項

【所得に関する証明書等】

同一世帯員のうち父母等は、次に示す区分に応じて必要な書類等を添付すること。

(注) 父母等とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする者で、父と母又はこれに代わって家計を支えている者で、具体的には次のとおりです。

- ① 父母等が共にいる場合は、父母両方
- ② 父母のいずれか一方しかいない場合は、当該父又は母
- ③ 父母のいずれもいない場合は、父母に代わって申込者の家計をささえている者
(2人いる場合は2人それぞれ)

給与所得者	令和2年分給与所得の源泉徴収票(写し可)
自営業者等	令和2年分所得税の確定申告書(写し可)
年金受給者	令和2年分公的年金等の源泉徴収票(写し可)

【連帯保証人】

申請書の連帯保証人は2名とする。

第一連帯保証人	奨学生志願者の父母、兄姉又は生計上これに代わる者
第二連帯保証人	奨学生志願者及び父又は母とは別に独立して生計を営む、本市に居住する成年以上で、市税等の滞納がない者(市税完納証明書添付)

※署名は連帯保証人の自筆とします。

※連帯保証人は奨学金を借りる本人と同じ責任を負います。奨学金の返還が滞った場合、連帯保証人に返還していただくこととなりますので、そのことをきちんと伝えた上で署名を依頼してください。

(奨学生として採用が決定した場合、奨学金借受受け誓約書を提出していただくこととなります。その際、連帯保証人の実印と「印鑑登録証明書」が必要となりますので、併せてお伝えください。)

※第二連帯保証人について、どなたかの扶養に入っている場合は独立して生計を営んでいることになりませんのでご注意ください。

※自己破産をした方及びその保証債務を理解していない方は、連帯保証人となることはできません。

【特別控除に関する証明書類】

同一生計の家族について、次に該当する場合は、特別控除額を控除することができる。

- ① 母子・父子世帯

②就学者のいる世帯

③障害のある人がいる世帯

該当する場合は、障害者手帳等のコピーを提出してください。

④長期療養者のいる世帯

6ヶ月以上にわたり療養中の人がいる場合、直近1年間分の医療費の領収書のコピーを提出してください。

⑤家計支持者別居世帯

主たる家計支持者が勤務の都合により別居している場合は、赴任先の最近1ヶ月の家賃がわかるもの(契約書等)のコピーを提出してください。

⑥火災・風水害・盗難等の災害を受けた世帯

被災内容が火災・風水害の場合は、消防署または市町村役場で被災証明を、また盗難の場合は、警察署で盗難届の証明書(届出受理番号等)を受け、そのコピーを提出してください。

※申込みの前年から申込時まで被害を受けたために支出が増大したり収入が減少して、将来長期にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限りです。

【家計基準】

家計支持者(父母又は父母に代わって家計を支えている者)の1年間の所得金額から特別控除額(家族構成等により異なる)を差し引いた金額(認定所得金額)が、収入基準額以下であること。

参考例…両親(母は無職)・本人・弟(公立の高校生)の4人家族

	収入限度額目安
国公立大学自宅外通学生	790 万円程度
私立大学自宅外通学生	850 万円程度

※例はあくまで目安であり、家族構成や同一生計内の就学者の数で異なります。ご家庭の事情によっては、上記以上の金額でも基準に合致する場合があります。なお、上記は令和3年度の基準額であり、今後変更となる場合があります。

10 提出及びお問合せ先

串間市教育委員会 学校政策課 教育総務係

〒888-8555 串間市大字西方 5550 番地

TEL 0987-55-1119